



阪南市立小中学校及び幼稚園の整理統合・整備計画（平成18年11月策定）

【検証報告書】



令和3年8月
阪南市教育委員会事務局
生涯学習部





写真：東鳥取小学校の増築校舎

～目 次～

はじめに	P 1
第1章 経過等	P 2
1 本市をめぐる状況（児童生徒数推移、出生数推移）	P 2
2 現行計画の策定等の経過	P 4
3 現行計画の進捗状況	P 5
1) 小学校	P 5
2) 中学校	P 5
3) 幼稚園	P 5
第2章 検証	P 7
1 適正規模化について	P 7
1) 阪南市における小中学校及び幼稚園の適正規模について	P 7
2) これまでの統合による適正規模化（小中学校）	P 8
3) 現在の適正規模に満たない学校	P 10
4) 西鳥取小学校と舞小学校の枠組みについて	P 12
2 教育環境の整備について	P 13
1) 耐震改修の進め方	P 13
2) 小学校	P 14
3) 中学校	P 15
4) 幼稚園	P 16
5) 阪南市通学路交通安全プログラムの取組	P 17
3 教育の充実について	P 18
1) 学校生活について	P 18
2) 学習・学力について	P 18
3) 子どもの自己肯定感について	P 19
4) 子どもの行動について	P 19
5) 学校運営について	P 19
6) 校区、地域、保護者について	P 20
7) 幼稚園教育について	P 20
4 留守家庭児童会について	P 22
1) 設置目的	P 22
2) 施設概要	P 23
3) 運営状況	P 24

第3章 今後の小中学校及び幼稚園のあり方についての課題等	P 2 5
1 施設の老朽化等	P 2 5
2 防災機能	P 2 5
3 施設跡地の取扱い	P 2 5
4 校区と通学、園区と通園	P 2 5
1) 小学校	P 2 5
2) 中学校	P 2 6
3) 幼稚園	P 2 6
5 学校選択制	P 2 6
6 支援教育	P 2 7
7 少人数学級	P 2 7
8 小中一貫教育	P 2 8
9 学校と地域	P 2 8
10 新しい時代に求められる機能 (阪南G I G Aスクールビジョンの実現)	P 2 8
11 幼児教育の質の向上	P 3 0
12 留守家庭児童会	P 3 0
13 財政 (国の補助制度の活用等)	P 3 0
第4章 今後の取組について	P 3 2
1 学校のあり方検討に向けて	P 3 2
2 学校のあり方検討スケジュール (案)	P 3 5



写真：鳥取中学校の増築校舎

はじめに

本市では、少子高齢化や教育施設の老朽化等の課題に対して、より良い教育環境を整備し、魅力ある学校園づくりを推進するため、集団の力を生かす教育により効率的・効果的で安心安全な学校運営をめざし、平成18年11月に「阪南市小中学校及び幼稚園の整理統合・整備計画」（以下「現行計画」という。）を策定しました。

策定から14年が経過し、その取組については令和4年4月の幼稚園の統合をもって、現行計画に位置づけしている統合は、全て完了する見通しとなっています。

しかしながら、これまで施設については耐震改修を中心に大規模改修等を行ってきましたが、さらに建物の老朽化の進行により、今後、新耐震基準の建物についても老朽化等の対策について課題が生じてきています。

また、更に想定以上の少子化が進み、統合後においても、現在、適正規模に満たない学校園があるとともに、支援学級数の増加、通級指導教室、少人数学級や小中一貫教育についても検討を行い対応していく必要性が生じてきており、教育委員会としても、新たな統合の取組の必要性について強く認識しているところです。

そのため、今回、現行計画について取り組むべき統合が概ね完了している状況において、各種課題等の抽出を行うことで、今後の小中学校及び幼稚園について、そのあり方の検討に資することを目的として、検証を行いました。

第1章 経過等

1 本市をめぐる状況（人口動向、出生数、児童生徒数）

国勢調査及び国立社会保障人口問題研究所データから、本市の人口は、今後、年々減少していくことが推計されています。

（図1「阪南市の人口動向と将来推計による動向」参照）

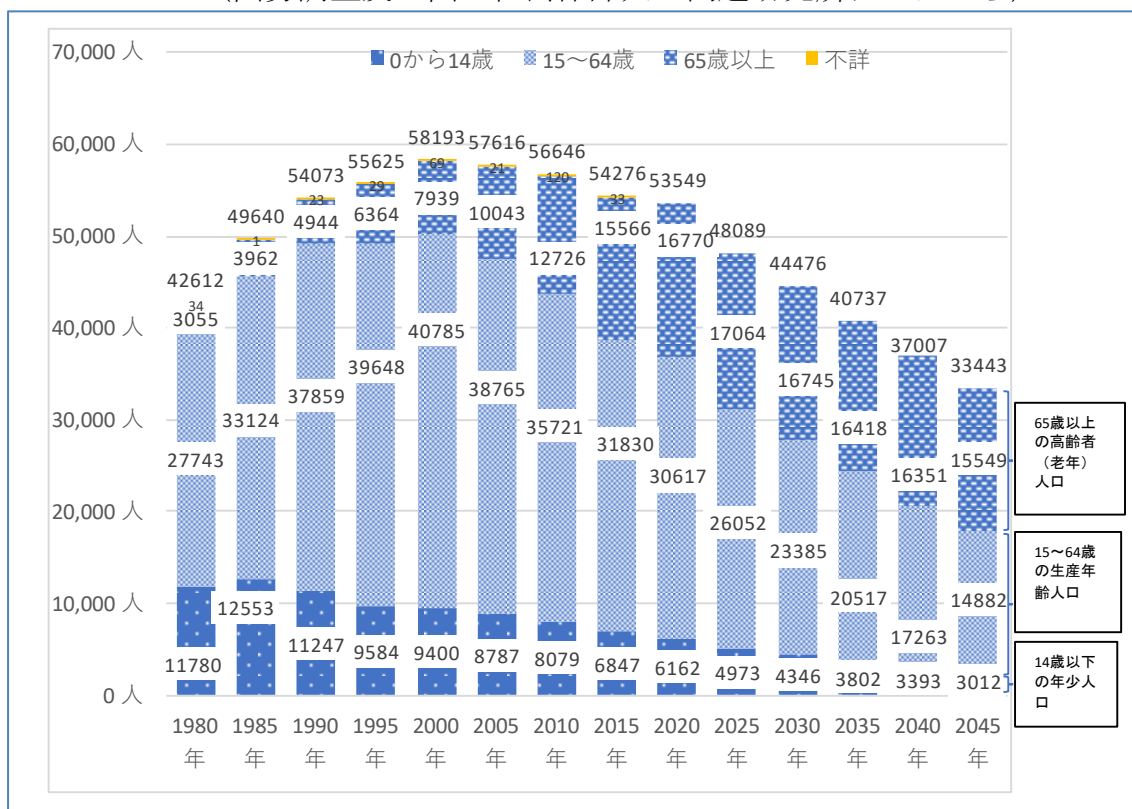
また、本市の出生数は、平成22年が428人であったのに対し、令和3年は208人と、半数以下まで減少しています。

（図3「阪南市の出生数の推移」参照）

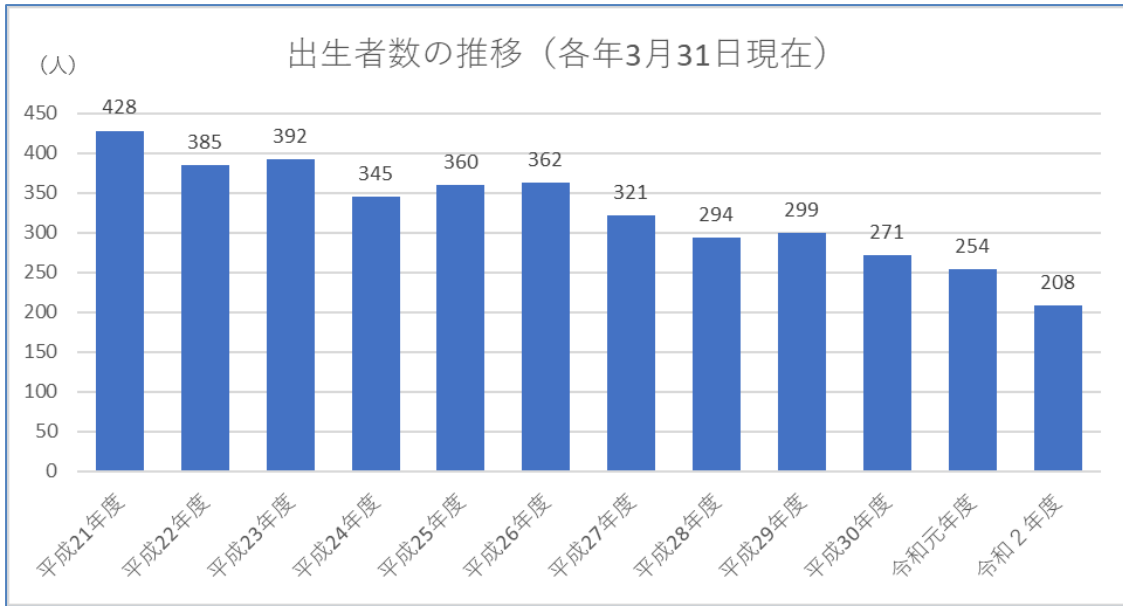
そのため、本市の小中学校の児童生徒数は、毎年、減少していくと推計する中で、今後も適正規模に満たない小中学校及び幼稚園が増加することが考えられます。（図3「阪南市立小中学校の児童生徒数」参照）

◆図1「阪南市の人口動向と将来推計による動向」

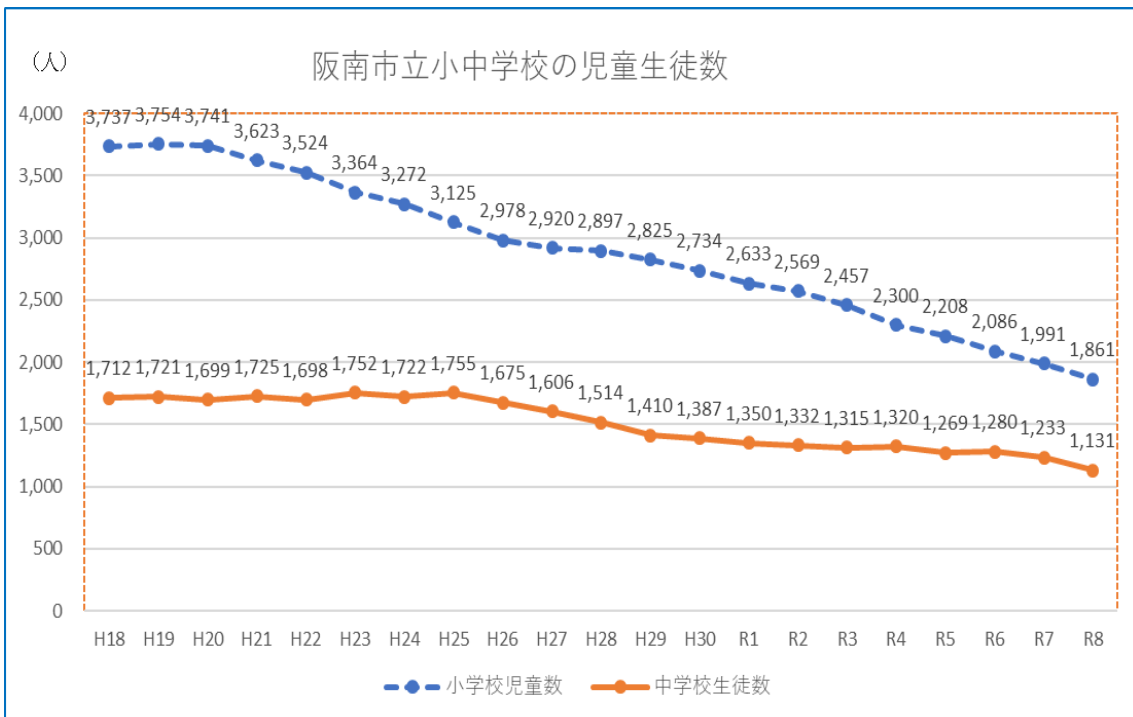
（国勢調査及び国立社会保障人口問題研究所データから）



◆図2 「阪南市の出生数の推移」



◆図3 「阪南市立小中学校の児童生徒数」



2 現行計画の策定等の経過

本市における統合の取組は、幼稚園については、平成13年3月に策定した「阪南市幼稚園整理統合計画」に基づき、順次、統合に取り組んでいましたが、当時、想定していた以上に公立幼稚園の就園率が低下していたことを踏まえ、新たな整理統合計画を策定する必要性が生じていました。

一方、本市の小中学校の児童生徒数も少子化の影響を受け、減少の一途をたどり、学級数においても全学年において単一学級といった小学校が存在し、このことは、1年生から6年生までクラス替えもなく学校生活における友人関係の固定化や序列化を招く恐れがあること、学級間や集団内で切磋琢磨する機会が減少し、発達段階に応じた多様な経験や社会性を高める機会に影響を与えることなどが指摘されていました。

また、学校や幼稚園の施設の老朽化に対し、近い将来起こるといわれている東南海地震への対応なども視野に入れた検討が求められていました。

そのため、教育委員会では、平成17年の阪南市小中学校及び幼稚園整理統合審議会への諮問・答申を経て、平成18年11月に現行計画を策定しました。

その後、平成20年6月の「地震防災対策特別措置法の一部改正」に伴い、避難所等に指定されている小中学校施設について、平成27年度末までのできるだけ早い時期に耐震化を完了させるという目標が、国において打ち出されたことから、現行計画の進捗状況とともに、将来児童数の動向なども踏まえ、平成24年2月に施設の整備年次の見直しを行いました。

(表1：「学校園の統合の経過」参照)

【現行計画策定等の経過】

平成16年12月	阪南市小中学校及び幼稚園整理統合審議会条例を制定
平成17年 2月	審議会に対し「阪南市立小中学校及び幼稚園の整理統合のあり方について」諮問
平成17年12月	審議会から「阪南市立小中学校及び幼稚園の整理統合のあり方について」答申
平成18年11月	現行計画策定
平成24年 2月	現行計画の年次計画の見直し

3 現行計画の進捗状況

1) 小学校

12校あった小学校については8校まで統合することで、平成29年4月には、現行計画に基づく統合は全て完了しています。

(表1「学校園の統合の経過」参照)

【小学校統合の経過】

平成25年4月 尾崎小学校と福島小学校を統合(現:尾崎小学校)

平成28年4月 下荘小学校と箱作小学校を統合(現:下荘小学校)

朝日小学校と朝日小学校山中分校を統合

(現:朝日小学校)

平成29年4月 東鳥取小学校と波太小学校を統合(現:東鳥取小学校)

2) 中学校

5校あった中学校については4校まで統合することで、令和2年4月には、現行計画に基づく統合は完了しています。

【中学校統合の経過】

令和2年4月 鳥取中学校と尾崎中学校を統合(現:鳥取中学校)

3) 幼稚園

11園あった幼稚園の統合については、平成13年3月に策定した「阪南市幼稚園整理統合計画」に基づき統合の取組に着手することで8園まで統合を進め、現行計画策定後においては、更に4園まで統合を進めてきました。

現在は、令和元年12月に策定した「阪南市子育て拠点再構築方針」に基づき、令和4年4月には2園まで統合を進める予定としています。

(表1「学校園の統合の経過」参照)



写真: まい幼稚園の園舎

【幼稚園統合の経過】

- 平成14年4月 舞幼稚園とあたご幼稚園を統合（現：まい幼稚園）
- 令和18年4月 波太幼稚園、あかね幼稚園、東鳥取幼稚園を統合
（現：はあとり幼稚園）
- 平成19年4月 尾崎幼稚園、福島幼稚園、西鳥取幼稚園を統合
（現：尾崎幼稚園）
- 平成20年4月 まい幼稚園、下荘幼稚園、はつめ幼稚園を統合
（現：まい幼稚園）

◆表1 「学校園の統合の経過」

H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	備考	
計画策定等																								
																								●「阪南市幼稚園整理統合計画」 策定(平成13年3月)
																								●「阪南市立小中学校及び幼稚園の整理統合のあり方について」 諮問(平成17年2月)
																								●「阪南市立小中学校及び幼稚園の整理統合のあり方について」 答申(平成17年12月)
																								●「阪南市小中学校及び幼稚園の整理統合・整備計画」 策定(平成18年11月)
																								●「阪南市小中学校及び幼稚園の整理統合・整備計画」 年次見直し(平成24年2月)
																								●「阪南市子育て拠点再構築方針」 策定(令和元年12月)
幼稚園統合																								
																								●舞・あたご →まい幼稚園
																								●波太・あかね・東鳥取 →はあとり幼稚園
																								●尾崎・福島・西鳥取 →尾崎幼稚園
																								●まい・下荘・はつめ →まい幼稚園
																								●はあとり・朝日 →はあとり幼稚園(予定)
																								●尾崎幼稚園・尾崎保育所 →民間認定こども園(予定)
小学校統合																								
																								●尾崎・福島 →尾崎小学校
																								●朝日・山中分校 →朝日小学校
																								●下荘・箱作 →下荘小学校
																								●東鳥取・波太 →東鳥取小学校
中学校統合																								
																								●鳥取・尾崎 →鳥取中学校

第2章 検証

1 適正規模化について

1) 阪南市における小中学校及び幼稚園の適正規模について

①学級規模の基準

国基準、及び大阪府指導基準から、阪南市基準については、表2「学級規模の基準」のとおりとしています。

◆表2「学級規模の基準」

区分	国基準	大阪府指導基準	阪南市基準
小学校	40人以下（1年生は35人以下） ※令和3年度の2年生から段階的に35人以下に引き下げ ※ただし、特別の事情がある場合はこの限りでない。	40人以下（2年生以下は35人以下） ※令和4年度の3年生から段階的に35人以下に引き下げ	大阪府指導基準と同じ
中学校	40人以下 ※ただし、特別の事情がある場合はこの限りでない。	国基準と同じ	国基準と同じ
幼稚園	35人以下	国基準と同じ	3歳児 25人 4歳児 35人 5歳児 35人

※ただし公立小学校については、国において令和3年度の2年生から、令和7年度にかけて、学級編成の標準を35人に段階的に引き上げる法改正がなされています。

②小中学校及び幼稚園の適正規模と学校配置基準

学校教育法施行規則、及び義務教育諸学校施設費国庫負担法施行令(国庫補助の要件)から、本市における小中学校及び幼稚園の適正規模と学校配置基準については、表3「阪南市における小中学校及び幼稚園の適正規模と学校配置基準」のとおりとしています。

◆表3「阪南市における小中学校及び幼稚園の適正規模と学校配置基準」

区分	適正規模	学校配置基準
小学校	1学年 2学級から 3学級程度 全体で12学級から18学級程度	概ね4キロ以内であること。
中学校	1学年 4学級から 6学級程度 全体で12学級から18学級程度	概ね6キロ以内であること。
幼稚園	1学年 2学級から3学級程度	—

※適正規模については、何れも支援学級を除く。

2) これまでの統合による適正規模化（小中学校）

現行計画に基づく小学校4組の統合によって、朝日小学校と朝日小学校山中分校の統合後の6年生のみが単一学級のままだった以外は、各統合終了時点で、全ての学校で2学級以上となり、適正規模となりました。

また、中学校1組の統合時においては、1学年4学級以上となり、適正規模となっています。

(表4「小中学校の統合による適正規模の状況」参照)

◆表4 「小中学校の統合による適正規模の状況」

統合前後 通常の学級数・児童生徒数									
現在	通常の学級数・児童生徒数推移								
尾崎小学校 【尾崎小学校・福島小学校、平成25年4月統合】	平成24年度								
	尾崎小学校	クラス	1	1	1	1	1	2	7
	尾崎小学校	児童数	29	33	34	29	34	40	199
	福島小学校	クラス	1	1	1	1	1	2	7
	福島小学校	児童数	33	26	39	36	40	50	224
	↓								
	平成25年度								
	尾崎小学校	クラス	2	2	2	2	2	2	12
	尾崎小学校	児童数	55	60	61	69	34	77	356
	下荘小学校 【下荘小学校・箱作小学校、平成28年4月統合】	平成27年度							
下荘小学校		クラス	1	1	1	1	1	1	6
下荘小学校		児童数	23	27	29	25	27	21	152
箱作小学校		クラス	1	2	1	1	1	1	7
箱作小学校		児童数	33	38	32	35	28	40	206
↓									
平成28年度									
下荘小学校		クラス	2	2	2	2	2	2	12
下荘小学校		児童数	55	56	66	62	61	53	353
朝日小学校 【朝日小学校・朝日小学校山中分校、平成28年4月統合】		平成27年度							
	朝日小学校	クラス	2	2	2	2	1	2	11
	朝日小学校	児童数	40	51	46	47	40	44	268
	山中分校	クラス	0	0	0	1			1
	山中分校	児童数	0	0	0	2			2
	↓								
	平成28年度								
	朝日小学校	クラス	2	2	2	2	2	1	11
	朝日小学校	児童数	61	42	51	45	49	40	288
	東鳥取小学校 【東鳥取小学校・波太小学校、平成29年4月統合】	平成28年度							
東鳥取小学校		クラス	3	3	3	2	3	2	16
東鳥取小学校		児童数	91	72	90	80	87	77	497
波太小学校		クラス	1	1	1	1	1	1	6
波太小学校		児童数	14	14	14	18	15	19	94
↓									
平成29年度									
東鳥取小学校		クラス	3	3	3	3	3	3	18
東鳥取小学校		児童数	97	106	87	103	98	98	589
鳥取中学校 【鳥取中学校・尾崎中学校、令和2年4月統合】		令和元年度							
	鳥取中学校	クラス	3	3	3	9			
	鳥取中学校	生徒数	111	92	111	314			
	尾崎中学校	クラス	2	2	2	6			
	尾崎中学校	生徒数	56	51	52	159			
	↓								
	令和2年度								
	鳥取中学校	クラス	4	5	4	13			
	鳥取中学校	生徒数	133	166	145	444			

3) 現在の適正規模に満たない学校

現行計画により、統合校においては適正規模化の目標を達成しましたが、その後の更なる少子化の進行により、現在の適正規模に満たない学校については、次のとおりです。

① 小学校

表5「適正規模に満たない小学校」のとおり、尾崎小学校、西鳥取小学校、舞小学校及び朝日小学校の4校が適正規模に満たない状況にあります。

そのうち、西鳥取小学校については、全学年において単一学級となっています。

◆表5「適正規模に満たない小学校」（令和3年5月1日現在）

学校園	1年生		2年生		3年生		4年生		5年生		6年生		合計	
	児童	学級	児童	学級	児童	学級	児童	学級	児童	学級	児童	学級	児童	学級
尾崎小学校	39	1	47	2	37	1	42	1	58	2	53	3	276	10
西鳥取小学校	22	1	21	1	14	1	23	1	30	1	29	1	139	6
下荘小学校	52	2	43	2	49	2	58	2	46	2	58	2	306	12
東鳥取小学校	65	2	89	3	76	2	94	3	97	3	106	3	527	16
舞小学校	25	1	33	1	36	1	34	1	36	1	51	2	215	7
朝日小学校	33	1	45	2	46	2	40	1	45	1	57	2	266	9
上荘小学校	58	2	53	2	58	2	61	2	52	2	63	2	345	12
桃の木台小学校	56	2	60	2	66	2	66	2	60	2	75	2	383	12

② 中学校

表6「適正規模に満たない中学校」のとおり、貝掛中学校及び飯の峯中学校の2校が、全学年の学級数が適正規模に満たない状況にあります。

◆表6「適正規模に満たない中学校」（令和3年5月1日現在）

学校園	1年生		2年生		3年生		合計	
	生徒	学級	生徒	学級	生徒	学級	生徒	学級
鳥取中学校	147	4	136	4	165	5	448	13
貝掛中学校	94	3	90	3	91	3	275	9
鳥取東中学校	115	4	134	4	117	4	366	12
飯の峯中学校	77	2	72	2	77	2	226	6

③ 幼稚園

表7「適正規模に満たない幼稚園」のとおり、市内4園全てが適正規模に満たない状況にあります。

ただし、令和元年12月に策定した「阪南市子育て拠点再構築方針」に基づき、令和4年4月には、はあとり幼稚園と朝日幼稚園を統合する予定であり、尾崎幼稚園については尾崎保育所と統合し、運営主体を民間とする認定こども園を開園する予定としています。

◆表7「適正規模に満たない幼稚園」（令和3年5月1日現在）

学校園	3歳児		4歳児		5歳児		合計	
	園児	学級	園児	学級	園児	学級	園児	学級
尾崎幼稚園	7	1	10	1	10	1	27	3
はあとり幼稚園	28	2	22	1	21	1	71	4
まい幼稚園	19	1	21	1	24	1	64	3
朝日幼稚園			2	1	8	1	10	2



写真：改修後のはあとり幼稚園

4) 西鳥取小学校と舞小学校の枠組みについて

平成18年11月に策定した現行計画では、西鳥取小学校と舞小学校を枠踏みとして、整理統合の考え方を次のとおり示しています。

現行計画策定時（平成18年11月）整理統合の考え方

【枠組み】西鳥取小学校・舞小学校

- 西鳥取小学校の児童生徒数は、将来的にも同様の傾向が継続するものと思われることから、一定期間見守る必要がある。
- 将来統合が必要となる場合は、通学距離を考えて適当な場所に新設することを検討する必要がある。

その後、平成24年2月の現行計画の年次計画の見直しにおいては、統合検討対象校として、その取組状況等を次のとおり示しています。

現行計画の年次計画の見直し時（平成24年2月）取組状況等

【統合検討対象校】西鳥取小学校・舞小学校

- 平成23年5月1日現在も、平成18年11月時と同様に西鳥取小学校は適正規模から外れた施設として継続している。
- 将来の統合検討の対象施設に変更はなく、特に統合場所について、通学距離の課題も含め慎重に検討を行う必要がある。
- 以上より、既統合計画の統合対象施設を最優先で取り組みながら、現統合計画の進捗状況や児童数の動向などに注視していく。

そのような中、西鳥取小学校と舞小学校の児童数については減少の一途をたどり、現在においても、やはり適正規模に満たない学校として、舞小学校の6年生を除く全ての学年において単一学級となっている状況にあります。

また、両校の統合については、通学距離に加えて、統合した場合の地理的条件として校区内の高低差についても課題があり、学校の新設についても適当な場所が見当たらない状況にあります。

さらに、進学する中学校が、現在、西鳥取小学校については鳥取中学校、舞小学校については貝掛中学校と異なっていることについても地域との連携や教育の接続の面において課題であり、今後、それらの課題等を踏まえて、両校の枠組みについて更に検討を重ねる必要があると考えています。

2 教育環境の整備について

1) 耐震改修の進め方

学校施設のうち、昭和56年5月31日以前に適用されていた建築基準法施行令（旧構造基準）で建てられた建物（旧耐震の建物）を耐震診断対象として、現行の耐震基準（新耐震基準）で耐震性の有無を確認しました。

そのうえで、建物の構造的な耐震性を評価する指標であるI s値が、0.3未満の建物については平成22年度から平成23年度にかけて、0.3～0.7未満の建物については平成24年度から平成27年度にかけて、計画的に耐震改修等を実施しました。

（表8「I s値」参照）

◆表8「I s値」

I s値が大きいほど耐震性が高い。		
区分	0.3未満	大規模な地震（震度6強以上）に対して、倒壊又は崩壊する危険性が高い
	0.3～0.6未満	大規模な地震（震度6強以上）に対して、倒壊又は崩壊する危険性がある
	0.6以上	大規模な地震（震度6強以上）に対して、倒壊又は崩壊する危険性が低い

※文部科学省基準により学校施設については、より安全性を確保するためにI s値0.7を超えることとしている。



写真：改修後の尾崎小学校の体育館

2) 小学校

耐震及び老朽改修等を計画的に実施するとともに、平成29年度には、全ての通常の教室及び主な特別教室（図書室、音楽室、コンピュータ教室）について、空調設備の整備を行いました。

東鳥取小学校については、波太小学校との統合に伴い令和29年度に校舎の増築を実施しました。

尾崎小学校は令和元年度に、下荘小学校及び東鳥取小学校については、令和2年度にブロック塀の改修を実施しました。

（表9「小学校施設の整備状況」参照）

◆表9「小学校施設の整備状況」

学校名称	実施年度	事業種別	建物種別
尾崎小学校			
	H24－H25	耐震、改修	校舎、屋体
	H29	空調	校舎
	R1	改修	ブロック塀
西鳥取小学校			
	H25－H27	耐震、改修	校舎
	H29	空調	校舎
下荘小学校			小計
	H26－H27	改修	校舎、屋体
	R2	改修	ブロック塀
	H29	空調	校舎
東鳥取小学校			
	H23	耐震	屋体
	H27－H29	耐震、改修、増築	校舎、屋体
	R2	改修	ブロック塀
舞小学校			
	H23	耐震	屋体
	H25－H26	耐震、改修	校舎
	H29	空調	校舎
朝日小学校			
	H24	耐震、改修	屋体
	H26－H27	耐震、改修	校舎
	H29	空調	校舎
上荘小学校			小計
	H24－H26	耐震、改修	校舎
	H29	空調	校舎
桃の木台小学校			
	H29	空調	校舎

3) 中学校

耐震及び老朽改修等を計画的に実施するとともに、中学校給食事業の開始に伴い、平成25年度には配膳室の整備を行いました。

空調設備については、平成24年度に3年生の教室に整備した後、平成29年度に、全ての通常の教室及び主な特別教室（図書室、音楽室、コンピュータ教室）について、空調設備の整備を行いました。

鳥取中学校については、平成22年度に校舎と屋内体育施設の改築（建替え）を行うとともに、尾崎中学校との統合に伴い令和元年度に校舎の増築を実施しました。

貝掛中学校については、令和2年度にブロック塀の改修を実施しました。（表10「中学校施設の整備状況」参照）

◆表10 「中学校施設の整備状況」

学校名称	実施年度	事業種別	建物種別
鳥取中学校			
	H22	改築	校舎・屋体
	H24	3年空調	校舎
	H25	配膳室	校舎
	H29	空調	校舎
	H30-R1	増築	校舎
貝掛中学校			
	H23	耐震	屋体
	H24	3年空調	校舎
	H25	配膳室	校舎
	H26-H28	耐震、改修	校舎
	H29	空調	校舎
	R2	改修	ブロック塀
鳥取東中学校			
	H24	防災	備蓄倉庫
	H24	3年空調	校舎
	H25	配膳室	校舎
	H29	空調	校舎
飯の峯中学校			
	H24	防災	備蓄倉庫
	H24	3年空調	校舎
	H25	配膳室	校舎
	H29	空調	校舎

4) 幼稚園

①施設

尾崎幼稚園については、平成19年4月の統合（尾崎、福島、西鳥取）に伴い、平成18年度に改修を実施しています。平成29年度には、保育室について耐震改修を実施しました。また、令和元年度には、平成30年9月の台風21号により被災した園舎の解体撤去を行いました。

はあとり幼稚園については、平成18年4月の統合（波太、あかね、東鳥取）に伴い平成17年度に改修を実施しています。令和2年度には、朝日幼稚園との統合を踏まえて、耐震及び老朽改修等を実施しました。

まい幼稚園については、平成14年度の統合（舞、あたご）に伴い、耐震及び老朽改修等を実施しています。

（表11「幼稚園施設の整備状況」参照）

◆表11「幼稚園施設の整備状況」

幼稚園 名称	実施 年度	事業種別	建物種別
尾崎幼稚園			
	H18	改修	園舎
	H29	耐震	園舎
	R1	解体撤去	園舎
はあとり幼稚園			
	H17	改修、遊具	園舎、園庭
	R2	耐震、改修	園舎
まい幼稚園			
	H14	耐震、改修	園舎

②幼稚園バス

幼稚園の通園については、原則、保護者による送迎とする中で、幼稚園を中心に概ね半径500m圏外を対象として通園のための幼稚園バスを運行しています。



5) 阪南市通学路交通安全プログラムの取組

本市の通学路の安全対策については、従前よりP T A・学校・地域住民・警察・道路管理者・教育委員会等が連携し、危険個所の改修や見守り活動の実施など、ハード面・ソフト面で様々な取組を進めてきました。

そのような中、平成24年4月以降、登下校中の児童生徒等が巻き込まれる交通事故が相次いで発生していることを受けて、文部科学省、国土交通省及び警察庁が連携・協働し、通学路の交通安全対策プログラムを策定し、プログラムに基づく計画的な対策が求められる状況となりました。

一方、本市では、現行計画に基づく統合の取組を進める中で、更なる関係機関等の連携を図るため、「阪南市通学路交通安全会議」を設置し、統合により想定される新たな通学路を加え、継続的に点検及び方策の検討と対策・検証を実施することで、阪南市の通学路の安全対策を一層充実させる観点から、平成27年3月に「阪南市通学路交通安全プログラム～通学路の安全確保への取組方針～」を策定しました。平成27年度以降は、毎年、重点的に取り組む対策箇所等について、本会議において合同点検により見直しを行うことで対策を実施しています。

平成28年4月の下荘小学校と箱作小学校の統合では、当時の国道26号（現大阪府道752号和歌山阪南線）の安全対策として、国土交通省により校区内の歩道の未整備区間の必要箇所についてガードパイプが設置されました。平成29年4月の東鳥取小学校と波太小学校の統合では、学校前の三叉路交差点について、市道の交差点改良事業に合わせて信号機が設置されました。

その他、各関係機関においては、溝蓋、ガードパイプ、グリーンベルトの設置等について、計画的に実施していただいているところです。

教育委員会では、今後もP D C Aサイクルによりプログラムを見直しながら、通学路の安全対策について計画的に取り組んでまいります。



写真：改良後の東鳥取小学校前交差点

3 教育の充実について

1) 学校生活について

学校現場では、統合により学級数が増加したことで、子ども同士の関係に、より配慮した学級編成が可能となりました。

児童生徒の円滑な融合の視点を踏まえて、標準服や制服の統一化に取り組む学校もありました。

そのため、友人関係に広がり生まれ、新たな友だちができた児童生徒が多く見受けられ、統合後において、「学校に行くのが楽しい」と感じている児童生徒が増加しました。

学校現場からは、運動会・体育祭をはじめ、各学校行事が活性化し、統合前より学校全体の活気が出てきたという報告を受けています。



2) 学習・学力について

学力の分析結果を見ると、統合直後の全国・学力学習状況調査の結果からは、上昇傾向が見られます。

統合に伴う学級数の増加により、教職員数が増加し、少人数指導の充実や多様な学習形態による授業を実施することが可能となり、学習の補助や相談に関わることができるようになるなど、個別指導の充実が図られています。

また、児童生徒数の増加により、多様な考え方に触れる機会や学び合いの場面が増加し、子どもたちの活動への意欲や積極性の向上につながっています。



3) 子どもの自己肯定感について

統合により、学級内や学校行事等での集団活動において、協力し合ったり、議論を深めたり、競り合ったりする場面が増加しました。

共に過ごす集団が大きくなり、多様な人間関係が生まれ、諸活動が活性化することで、児童生徒の積極性が増し、向上心や意欲の向上が見られます。

また、学校現場からは、児童生徒数の増加が人間関係の硬直化の緩和につながり、クラス替えが可能になったことで、生徒指導上の課題にも対応しやすくなったとの報告を受けています。

これらのことから、統合は、児童生徒の自己肯定感の向上にもつながっているものと考えています。

4) 子どもの行動について

統合前に学級に課題のある学校もありましたが、他の集団と統合することにより、暴力行為の発生について改善される傾向が見られました。

鳥取中学校では不登校の増加が見られましたが、統合時期が新型コロナウイルス感染症にかかる緊急事態宣言のもと、統合後、すぐに臨時休業に入ったこと等により、年度初めの4月と5月に仲間づくりが進まず、統合という戸惑いがある中で環境の変化になじめなかったことも一因ではないかと考えています。

5) 学校運営について

学校規模が大きくなることで、通級指導教室の設置や不登校児童生徒のための体制整備が、より実現しやすくなりました。

また、一校当たりの教員数が増えることにより、多くの教員が多面的に児童生徒を指導・支援できる機会が増えました。

(表12「統合前後の教員数」参照)

学校運営上、特に小規模校の課題であった人員不足が緩和され、安全配慮上も、きめ細かく多くの教職員の目で子どもたちを見守れるようになっていきます。

学年複数学級となることで、学年団が形成されるようになり、担任間の補完機能や協働機能がより充実しました。このことは、特に初任者の育成に大きな効果を及ぼします。

学年を3分割した少人数授業や、教員が入れ替わる交換授業、小学校

では専科教員による授業が可能となりました。

学校として実施しなければならない校務の分掌を多くの教職員で担えるようになり、一人当たりの校務が減少し、働き方改革の推進にもつながっています。

◆表 1 2 「統合前後の教員数」

統合時期	統合前後の教員数			
	統合前		統合後	
平成25年 4月	尾崎小学校 福島小学校	10人 11人	尾崎小学校	18人
平成28年 4月	下荘小学校 箱作小学校	10人 10人	下荘小学校	18人
平成28年 4月	朝日小学校 朝日小学校山中分校	15人 2人	朝日小学校	15人
平成29年 4月	東鳥取小学校 波太小学校	21人 11人	東鳥取小学校	28人
令和2年 4月	鳥取中学校 尾崎中学校	27人 22人	鳥取中学校	37人

6) 校区、保護者、地域について

いずれの統合についても、保護者や地域の皆様、地域の各団体の方のご理解・ご協力に支えられながら、それぞれ実現してきました。

そのような中、統合後の運動会・体育祭等の大きな行事では、新しい活気が生まれたとの評価をいただいています。

P T A組織については、各統合に向けて保護者の皆様に、多くのご尽力をいただき、その結果、統合後はより多くの会員になる中で円滑に運営ができるような体制を整えることができました。

子どもの登下校時における見守り活動や、交通安全の啓発などにご協力いただいている地域の皆様には、統合に際して多くのご理解・ご協力を賜り、統合後も引き続き、熱心に活動を継続していただいています。

7) 幼稚園教育について

女性の就労の増加、少子化・核家族化といった背景の中、社会における子育て機能の強化ニーズに対し、公立幼稚園では、統合前までの4・5歳児保育について段階的・計画的な取組として、統合を行った幼稚園から3歳児保育を取り入れ、幼稚園教育の充実を図ってまいりました。

また、家庭教育の支援として、預かり保育を実施するとともに、幼稚園での園児の生活や活動を保護者の方にご理解いただくことを目的とした親子登園や未就学児を対象とした体験入園にも取り組んでいます。

保護者や地域の皆様に支えられながら、園児が生き生きと活動し、健康やかに園生活を送ることができています。



写真：はあとり幼稚園の活動の様子

4 留守家庭児童会について

1) 設置目的

児童福祉法第6条の3第2項の規定に基づき、放課後児童健全育成事業として、保護者が労働等の事由により昼間家庭にいない児童に対し、適切な遊び及び生活指導の場を提供し、もってその児童の健全な育成を図ることを目的として設置しています。

※児童福祉法第6条の3第2項

この法律で、放課後児童健全育成事業とは、小学校に就学している児童であつて、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業をいう。

【沿革】

昭和57年	4月	波太留守家庭児童会開設（放課後～17時）
平成16年	4月	保育料有料化（4,400円）
平成17年	10月	尾崎留守家庭児童会開設により全小学校に設置
平成19年	4月	延長保育開始（19時まで）
平成19年	7月	指定管理者制度導入
平成22年	4月	第2期選定指定管理者事業開始
平成26年	4月	保育料値上げ（5,200円）
平成27年	4年	第3期選定指定管理者事業開始
平成28年	4月	高学年受入れ開始
平成29年	4月	全土曜日・全学校休業日早朝保育開始
令和2年	4月	第4期選定指定管理者事業開始



写真：桃の木台留守家庭児童会の建物

2) 施設概要

本市では、市内8小学校の敷地内に留守家庭児童会を設置しています。

そのうち、舞、朝日、及び西鳥取の3か所については、校舎内の教室を利用して設置しています。

下荘、東鳥取、桃の木台、新上荘、及び尾崎の5か所については、小学校の敷地内に専用施設を整備し設置しています。

(表13「留守家庭児童会の施設概要」参照)

◆表13「留守家庭児童会の施設概要」

児童会名	施設種別	建設年	建物構造	延床面積(m ²)	部屋数	事業費(千円)
下荘留守家庭児童会	専用施設	H30	鉄骨造 1階建て	144.5	2	57,387
舞留守家庭児童会	校舎内	S50	鉄筋 コンクリート造	64.0	1	
朝日留守家庭児童会	校舎内	S53	鉄筋 コンクリート造	112.0	2	
西鳥取留守家庭児童会	校舎内	S43	鉄筋 コンクリート造	128.0	2	
東鳥取留守家庭児童会	専用施設	H29	鉄骨造 2階建て	353.1	4	133,842
桃の木台留守家庭児童会	専用施設	H30	鉄骨造 1階建て	273.6	3	88,909
新上荘留守家庭児童会	専用施設	H22	鉄骨造 2階建て	190.7	2	29,147
尾崎留守家庭児童会	専用施設	H12	鉄骨造 1階建て	102.1	1	15,309
合 計						324,594



写真：下荘留守家庭児童会の建物

3) 運営状況

本市の留守家庭児童会については、22.2%の学校児童が入会しています。

定員に対する充足率については、全体で92.4%となっています。

施設ごとに充足率が100%を超える施設については、運営基準を踏まえ定員については概ね1.2倍での運用を行っています。

(表14「留守家庭児童会の運営状況」参照)

◆表14「留守家庭児童会の運営状況」(令和3年5月1日現在)

児童会名	定員 (人)	在籍児童 数(人)	充足率 (%)	学校児童 数(人)	入会率 (%)
下荘留守家庭児童会	60	71	118.3	306	23.2
舞留守家庭児童会	40	34	85.0	215	15.8
朝日留守家庭児童会	60	63	105.0	266	23.7
西鳥取留守家庭児童会	80	47	58.8	139	33.8
東鳥取留守家庭児童会	120	98	81.7	527	18.6
桃の木台留守家庭児童会	100	92	92.0	383	24.0
新上荘留守家庭児童会	80	94	117.5	345	27.2
尾崎留守家庭児童会	50	46	92.0	276	16.7
合計	590	545	92.4	2,457	22.2



写真：留守家庭児童会の活動の様子

第3章 今後の小中学校及び幼稚園のあり方についての課題等

1 施設の老朽化等

現行計画に基づき、本市の学校施設については、旧耐震基準の建物の耐震化にあわせて大規模改修等を図ってきたところです。

しかしながら、本市のほとんどの学校施設が建設から30年以上を経過しており、全体的に老朽化等が進行している状況にあります。

そのため、今後、令和3年3月に策定した「阪南市学校施設長寿命化個別計画」の考え方を基本として、長寿命化できるものは長寿命化を図り、適正に修繕や建替えを行うことを踏まえて、今後の施設のあり方等について検討していく必要があります。

2 防災機能

学校施設は、児童生徒等の学習・生活の場であるとともに、非常災害時には地域の避難場所としての役割を担います。日常はもとより災害時においても安全性・機能性を有することが求められます。

そのため、学校施設については、計画的・効率的な長寿命化を図る老朽対策とともに、子どもたちの生命を守り、地域の避難所となる安全・安心な教育環境を実現する必要があります。

3 学校跡地の取扱い

学校跡地は、子どもたちに良好な教育環境を提供することを目的とした施設であったことから、地域住民のくらしに深く根ざし支えられてきた歴史と文化を持つものであり、創設以来の歴史的経過と地域住民の思い入れがあることから、その取扱いについては地域の関心も高くなっています。

学校跡地の活用については、避難場所として指定されている施設もあり、公的な施設としての活用や市民公募による活用等について様々な検討を行いながら、他の機能を持った施設との複合化等についても検討していく必要があります。

検討の結果、活用を行わない場合は、既存建物の除却や処分を含め、売却を進める必要があります。

4 校区と通学、園区と通園

1) 小学校

本市の小学校の校区は、旧4か村（東鳥取村、尾崎村、西鳥取村、下荘村）の小学校区が基礎となって、その後、人口急増期にこの4か村かの小学校から分離する形で、校区が分割されてきました。また、校区の境界付近を調整区域として一定の選択ができるよう配慮がなされてきましたが、現行計画による統合の取組等により、現在、調整区域については全て解消しています。

現行計画に基づく統合が完了した現在、本市の8小学校の校区については、国が示す学校配置基準（小学校：概ね4キロ以内であること。）内に配置しており、原則、徒歩通学としています。

今後、新たに統合を行う場合は、市内における配置バランスや通学路の安全対策などについての検討が必要になります。

2) 中学校

本市の中学校の校区は、国が示す学校配置基準（中学校：概ね6キロ以内であること。）内に配置しており、徒歩通学とともに、自転車通学を認めています。

今後、新たに統合を行う場合は、小学校と連動しながら、市内における配置バランスや通学路の安全対策などについての検討が必要になります。

3) 幼稚園

公立幼稚園の園区については、地域や小学校とのつながりを作るという園区が設置された趣旨を考慮し、その本質が維持されることが望まれます。

通園については、原則、保護者による送迎としている中で、幼稚園を中心に概ね半径500m圏外を対象として、通園のための幼稚園バスを運行しています。幼稚園バスについては、安全・安心な運行とともに、今後の園児数等を勘案し、幼稚園バスの効率化を検討する必要があります。

5 学校選択制

学校教育法施行令第5条において、市町村教育委員会は、設置する小学校又は中学校が2校以上ある場合、就学予定者が就学すべき小学校又は中学校を指定することとされています。

その際、あらかじめ、各学校に通学区域（いわゆる校区）を設定し、これに基づいて就学すべき学校を指定することが一般的であり、本市の学校

の指定も同様に取り扱いしています。

今後、現行の教育委員会の学校指定の権限は維持しつつ、地域の実情に即し、可能な限り、子どもに適した教育を受けさせたいという保護者の希望を生かすために、特認校制も含む、学校選択制について検討する必要があります。

6 支援教育

支援教育は、障がいのある子どもの自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、子ども一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものです。

一方で、少子化により学齢期の児童生徒が減少する中、支援教育に関する理解や認識の高まり、障がいのある子どもの就学先決定の仕組みに関する制度の改正等により、通常の学級に在籍しながら通級による指導を受ける児童生徒が大きく増加し、支援学級数が大幅に増加しているなど、支援教育をめぐる状況が変化しています。

今般の新型コロナウイルス感染症の拡大による臨時休業により学校が、障がいのある子どもにとってセーフティネットとしての役割を果たすなど、社会全体で支援教育が果たしている機能や役割等が再認識されるとともに、学校だけでその全ての期待に応えることの難しさなど、今後の課題も明らかになりつつあります。

また、障がい者の権利に関する条約に基づくインクルーシブ教育システムの理念を構築し、支援教育を進展させていくために、引き続き、障がいのある子どもと障がいのない子どもが可能な限り共に教育を受けられる条件整備、障がいのある子どもの自立と社会参加を見据え、一人ひとりの教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できるよう、通常の学級、通級による指導、支援学級、支援学校といった、連続性のある多様な学びの場の一層の充実・整備を着実に進めていく必要があります。

7 少人数学級

子どもたち一人ひとりの教育的ニーズに応じたきめ細かな指導を可能とする指導体制と安全・安心な教育環境を整備するために、国において、令和3年度の公立小学校の2年生から令和7年度にかけて、学級編成の標準を35人に段階的に引き下げる法改正がなされました。

また、公立中学校の少人数学級化の検討が進められることも念頭に、学級編成を考えていくこととなり、今後は、少人数学級などによる学級増を見通していく必要があります。

8 小中一貫教育

小学校と中学校が共に義務教育の一環を形成する学校として、学習指導や生徒指導においてお互いに協力し、責任を共有して目的を達成するという観点から、双方の教職員が義務教育9年間の全体像を把握し、系統性・連続性に配慮した教育活動に取り組む機運が高まっています。

本市においても、教育内容や学校活動の量的・質的充実、発達の早期化等を踏まえた接続の円滑化、「中1ギャップ」に関する精神的・身体的負担、社会性育成機能の強化、学校現場の課題の多様化・複雑化などへの対応の必要性を踏まえて、小中一貫教育の導入について検討する必要があります。

9 学校と地域

近年、急激な社会の変化に伴い、学校と地域を取り巻く課題はますます複雑化、多様化しています。

学校は、いじめや暴力行為等の問題行動の発生、不登校児童生徒数の増加、特別な配慮を必要とする児童生徒数の増加など、多様な児童生徒及び保護者等への対応は必要な状況となっています。また、そのような学校の役割の拡大により教員の業務量が増加しているといった課題も出てきています。

一方、地域においても、家族形態の変化、価値観やライフスタイルの多様化等により地域社会における支え合いやつながりが希薄化することによって、地域社会の停滞や教育力の低下などが指摘されています。

そうした状況の中、「よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創る」という学習指導要領の目標を学校と地域が共有し、未来の創り手となるために必要な資質・能力を育む「社会に開かれた教育課程」の実現に向けて、相互の連携・協働のもとに学校づくりと地域づくりを進め、一体となって子どもたちの成長を支えていくことについて、学校と地域住民等が力を合わせて学校運営に取り組む「コミュニティ・スクール」と学校と地域が相互にパートナーとして行う「地域学校協働活動」の一体的な実施の推進について検討する必要があります。

10 新しい時代に求められる機能（阪南GIGAスクールビジョンの実現）

Society 5.0時代の到来など、子どもたちを取り巻く環境が大きく変化する中で、全ての子どもたちの可能性を引き出す個別最適な学びと、協働的な学びを実現し、教育の質の向上を図る必要があります。

また、今般の新型コロナウイルス感染症対応を踏まえれば、新たな感染症や災害の発生等の緊急時にあっても全ての子どもたちの学びを保障する環境を整備することが喫緊の課題です。

これらを踏まえ、「GIGAスクール構想」の実現を前提とした新しい時代の学びを支える学校教育の環境整備とともに、本市の教育について充実を図っていく必要があります。

GIGAスクール構想とは、1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、支援を必要とする子どもを含め、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化された資質・能力が一層確実に育成できる教育ICT環境を実現することです。

これまでの教育実践と最先端のICTのベストミックスを図ることにより、学習活動の一層の充実、主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善を図ることで、教員・児童生徒の力を引き出します。

今後、「GIGAスクール構想」を踏まえた阪南市の教育目標である「阪南GIGAスクールビジョン」の実現に向けて、取組を進めていく必要があります。（表15「阪南GIGAスクールビジョンの概要」参照）

◆表15 「阪南GIGAスクールビジョンの概要」

GIGAスクール構想を踏まえた、阪南市の教育目標	
<ul style="list-style-type: none"> ・タブレット端末を用いて積極的に、かつ意欲的に、探求心をもって学びに向かう子どもの育成 ・学習ツールを活用し、自ら最適な学びを探し出し、課題を解決できる子どもの育成 ・情報活用能力を高め、情報を選択し整理して、自分の意見や考えを発信できる子どもの育成 ・コミュニケーションツールを活用して、他者とよりよく繋がれる子どもの育成 ・ICTを駆使して、広く未来や国際社会で活躍できる子どもの育成 	
4つのキーワード	
①授業改革	～「1人1台端末」の環境のもと、学びはより良い方へ「転換」され、「深化」する～
	一人ひとりの反応を踏まえた双方向型の「一斉学習」 一人ひとりの理解度により選択できる「個別学習」 多様な考えを生かし深めることができる「協働学習」
②新しい学習活動	～探求活動を充実させる～
	課題の設定、情報の収集、整理と分析、まとめ表現
③課程学習の充実	～個に応じたまなび方を充実させる～
	学習の個別最適化、学習内容の復習
④教員の働き方改革	～校務・授業のスリム化を図る～
	校務支援システムの導入、子ども・教材と向き合う時間の確保

1 1 幼児教育の質の向上

幼児教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものです。また、学校教育の始まりとして幼稚園では、義務教育及びその後の教育の基礎を培うことを目的としています。

しかし、急速な少子化の進行、家庭及び地域を取り巻く状況等が複合的に絡み合い、幼児の生活体験が不足しているといった課題も見られます。幼稚園、保育所、認定こども園といった各幼児教育施設においては、集団活動を通して、家庭や地域では体験し難い社会・文化自然等に触れる中で、幼児期に育みたい資質・能力を育成する幼児教育の実践の質の向上に一層取り組んでいく必要があります。

とりわけ、新型コロナウイルス感染症への対応をとりつつ、子どもの健やかな育ちをいかに守り支えていくかが今日の課題となっており、こうした課題にも的確に対応するため、教育環境の整備も含めた幼児教育の内容・方法の改善・充実や、幼児教育を担う人材の確保・資質及び専門性の向上、幼児教育を推進するための体制構築等の取組を進めることについて検討する必要があります。

1 2 留守家庭児童会

留守家庭児童会では、子どもが安心して過ごせる生活の場としてふさわしい環境を整え、安全面に配慮しながら子どもが自ら危険を回避できるようにしていくとともに、子どもの発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるように、自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等により、子どもの健全な育成を図っています。

このような子ども自身への支援と同時に、保護者と密接に連携することで子育てと仕事等を両立できるように支援するとともに、学校等の関係機関と連携を図りながら家庭での子育てを支援する役割を担っていることを踏まえて、そのあり方について検討する必要があります。

1 3 財政（国の補助制度の活用等）

本市では、現状の危機的な財政状況を回避・回復させ、かつ、その取組過程を通して、住民自治を展望する公民協働のまちづくりを着実に推進させ、しなやかで優しく活力あふれる自立した市政をめざすことを目的として、平成30年11月に「阪南市行財政構造改革プラン」を策定しました。

この間、具体的な取組を進め、当初目標を上回る効果を発揮することが

できましたが、抜本的な収支の改善にまで至っておらず、このままの状態を放置すると財政再生団体への転落も危惧されることから、令和3年2月に「財政非常事態宣言」を発出しました。

このため、現プランについて、その目標や効果等をあらゆる角度から徹底的に見直すなど、今後、持続可能な行財政運営の確立に向け、改訂版を策定し、計画的に推進することとしています。

改訂版では、新たな小中学校及び幼稚園の整理統合・整備計画の策定に向けての検討に関連した具体的な取組項目として、「小中学校のあり方の検討」と「子育て拠点の再構築のあり方の検討」を位置づけしています。

今後、施設の改修・改築等については、国の補助金制度の活用を踏まえながら検討を行う必要がありますが、施設を統合する場合は、これまで導入してきた補助金の取扱いについても課題として検討していく必要があります。



写真：校外学習（海洋教育）の様子

第4章 今後の取組について

1 学校のあり方検討に向けて

現行計画を策定した平成18年当時に想定していた以上に、適正規模に満たない小中学校及び幼稚園が増加しており、本市の人口の動向や出生数などから、今後も児童生徒数は減少していくものと想定しています。

小学校については、8校のうち4校が適正規模に満たない状況となっており、特に西鳥取小学校については、全学年において単一学級となっています。

中学校については、4校のうち2校が適正規模に満たない状況となっています。

そのような中、令和3年度の上半期中に策定予定の阪南市行財政構造改革プラン改訂版(案)(8月2日から8月31日の期間においてパブリックコメントを実施中)においては、具体的な取組項目として「小中学校のあり方の検討」を位置づけしており、今後の児童・生徒数の状況、地理的条件及び地方交付税の算定基準等を踏まえ、今後、維持すべき学校数を検討することとしています。

義務教育段階の学校は、児童生徒の能力を伸ばしつつ、社会的自立の基礎、国家・社会の形成者としての基本的資質を養うことを目的としています。このため、学校では、単に教科等の知識や技能を習得させるだけでなく、児童生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて思考力や表現力、判断力、問題解決能力などを育み、社会性や規範意識を身に付けさせることが重要になります。そうした教育を十全に行うためには、一定の規模の児童生徒集団が確保されていることや、経験年数、専門性、男女比等についてバランスのとれた教職員集団が配置されていることが望ましいものと考えられます。このようなことから、一定の学校規模を確保することが重要となります。

学校規模の適正化の検討は、様々な要素が絡む困難な課題ですが、あくまでも児童生徒の教育条件の改善の観点を中心に据え、学校教育の目的や目標をよりよく実現するために行うべきものです。これからの時代に求められ教育内容や指導方法の改善の方向性も十分勘案しつつ、現在の学級数

や児童生徒数の下で、具体的にどのような教育上の課題があるかについて総合的な観点から分析を行い、保護者や地域住民と共通理解を図りながら、学校の統合について考えていく必要があります。

同時に、小中学校は児童生徒の教育のための施設であるだけでなく、地域のコミュニティの核としての性格を有することが多く、防災、保育、地域交流の場等、様々な機能を併せ持っています。また、学校教育は地域の未来の担い手である子どもたちを育む営みでもあり、まちづくりのあり方と密接不可分であるという性格も持っています。

このため、学校規模の適正化や適正配置の具体的な検討については、行政が一方的に進める性格のものでないことは言うまでもありません。学校が持つ多様な機能にも留意し、学校教育の直接の受益者である児童生徒の保護者や将来の受益者である就学前の子どもの保護者の声を重視しつつ、地域住民の十分な理解と協力を得るなど「地域とともにある学校づくり」の視点を踏まえた丁寧な議論を行うことが望まれます。

幼稚園については、はあとり幼稚園の3歳児が2学級である以外、全ての学年で単一学級となっています。令和4年4月に現在の4園から2園に統合となったとしても、現在の園児数から、はあとり幼稚園の3歳児と5歳児が2学級となる以外、全ての学年で単一学級となると算定できます。

令和元年12月に策定した「阪南市子育て拠点再構築方針」では、はあとり幼稚園とまい幼稚園の2園については、令和5年度以降の第2ステージにおいて継続運営することを位置づけしています

そのような中、令和3年度の上半期中に策定予定の阪南市行財政構造改革プラン改訂版(案)(8月2日から8月31日の期間においてパブリックコメントを実施中)においては、具体的な取組項目として「子育て拠点の再構築のあり方の検討」を位置づけしており、公民の役割分担を踏まえ、保育所及び幼稚園の設置のあり方を検討することとしています。

今後、継続運営を行う2園の施設については、耐震性能は有しているものの建物や設備等の老朽化が著しく進行していることから、幼児教育の質の向上のためにも、教育環境の整備課題として解決を図っていく必要があります。

以上のことから、現行計画に位置づけしている小中学校及び幼稚園の統

合が概ね完了している状況において、本市では、新たな整理統合・整備計画の策定を見据えて、今後の学校のあり方の検討を進めます。

検討に際しては、市民、地域住民、学識経験者、学校の代表者、市の職員等で構成する「(仮称) 阪南市立学校のあり方検討委員会」(以下「検討委員会」という。)を設置し、現行計画の検証内容と抽出した各種課題等を参考にしながら、留守家庭児童会も含めて、今後の学校のあり方について検討を重ねることとします。



写真：改築当時の鳥取中学校

2 学校のあり方検討スケジュール（案）

学校のあり方検討につきましては、はじめに、検討委員会を設置するための条例制定を行います。

その後、検討委員会の進め方としては、例えば現行計画の検証において抽出した各種課題毎に諮問・答申を重ねたうえで、最終的に本市全体の学校のあり方についての答申を尊重し、新たな整理統合・整備計画を策定したいと考えています。

【スケジュール】

◆令和3年度

- ・検討委員会条例の制定

◆令和4年度～令和6年度（短期：3年間）

- ・検討委員会（諮問・答申）

※各種課題毎に諮問・答申を重ね、最終的に学校のあり方について答申をいただく。

- ・新たな整理統合・整備計画（案）を作成
- ・総合教育会議における協議
- ・定例教育委員会における協議
- ・議会への説明
- ・市民説明会
- ・パブリックコメント
- ・新たな整理統合・整備計画を策定

◆令和7年度以降

- ・新たな整理統合に向け、児童生徒の保護者や就学前の子どもの保護者の声を重視しつつ、地域住民の十分な理解と協力を得ながら、丁寧な議論を行ってまいります。



阪南市立小中学校及び幼稚園の整理統合・整備計画

(平成18年11月策定)

【検証報告書】

令和3年8月

阪南市教育委員会事務局 生涯学習部

教育総務課

学校教育課

生涯学習推進室